



宮 崎 県 公 報

平成21年5月21日（木曜日）第 2084 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を
改正する規則…………… (経営金融課) 1

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
関 (精神通院医療) の名称 (所在地) の変更… () 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… () 2

頁

公 告

- 民有林の保安林の指定予定 (6 件) …………… (自然環境課) 2
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・労働・財政課) 4
- 毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 4
- 狩猟免許試験の実施…………… (自然環境課) 4
- 狩猟免許更新申請者に対する講習及び適正検査
の実施…………… () 5
- 入会林野整備計画の認可…………… (山村・木材振興課) 8
- 落札者等の公告…………… 8
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示…………… 8

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第25号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則 (昭和59年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前	改正後
<p>貸金業の規制等に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u> (昭和58年法律第32号) の施行に関し、<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u> (昭和58年政令第181号。以下「政令」という。) 及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u> (昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。) に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の提出部数)</p> <p>第2条 省令第1条第2項、第7条第2項及び第10条第2項に規定する知事が定める部数は、それぞれ1部とする。</p>	<p>貸金業法施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業法</u> (昭和58年法律第32号) の施行に関し、<u>貸金業法施行令</u> (昭和58年政令第181号。以下「政令」という。) 及び<u>貸金業法施行規則</u> (昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。) に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の提出部数)</p> <p>第2条 省令第1条の5第2項、第7条第2項及び第10条第2項に規定する知事が定める部数は、それぞれ1部とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県知事 東国原 英 夫

告 示

宮崎県告示第 398号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年5月21日

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ちぐさ薬局	宮崎市	薬局	平成21年 5月1日

あじさい薬局辻原店	宮崎市	薬局	平成21年 5月1日
サカイ薬局	宮崎市	薬局	平成21年 5月1日
マリンバ調剤薬局姫城店	都城市	薬局	平成21年 5月1日
そうごう薬局都原店	都城市	薬局	平成21年 5月1日
そうごう薬局広原店	都城市	薬局	平成21年 5月1日
まいづる薬局日向	日向市	薬局	平成21年 5月1日
訪問看護ステーションつばさ	高鍋町	訪問看護	平成21年 5月1日

宮崎県告示第 399号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称（所在地）の変更について次のとおり届出があった。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名称（所在地）		変 更 年月日
		変更前	変更後	
ふれあい薬局庄内店	都城市	ふれあい薬局	ふれあい薬局庄内店	平成20年 9月1日
ほのか薬局	宮崎市	宮崎市大字本郷北方2516番地17	宮崎市大字本郷北方2711番地8	平成20年 12月26日
訪問看護ステーション希望	国富町	東諸県郡国富町大字本庄8107番地	東諸県郡国富町大字本庄4313番地1	平成20年 12月22日
調剤薬局ティワイファーマシー	宮崎市	宮崎市池内町八幡田 803番1	宮崎市池内町池ノ内1110番3	平成20年 12月1日
おおつぼ町薬局	宮崎市	宮崎市大坪東3丁目20番2号	宮崎市大坪町西六月2207番地5	平成20年 12月26日
さくら調剤薬局都城店	都城市	マーガレット薬局	さくら調剤薬局都城店	平成21年 3月1日

		都城市大王町 30街区11号	都城市大王町 26街区15号	
小林市立病院	小林市	小林市立市民病院	小林市立病院	平成21年 4月1日

宮崎県告示第 400号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ねづ薬局	延岡市	薬局	平成21年 2月28日

宮崎県告示第 401号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高八重4710-1、4710-4、字サイ谷5457、5459、字平ノ崎5490、字中村6754-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字高八重4710-1・4710-4・字サイ谷5457・5459・字中村6754-1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
）、字平ノ崎5490
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 402号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字下長川内34、大字七ツ山字中横尾6479

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下長川内34・字中横尾6479 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 403号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字狐谷4726-1、4726-3、字倉ノ大平6487、6488-1、6490

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字狐谷4726-1・4726-3・字倉ノ大平6487・6488-1・6490 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 404号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字水志13-2、字住吉切47-5、大字七ツ山字倉ノ大平6506、6509、6511、6512、6513-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字水志13-2・字住吉切47-5・字倉ノ大平6509・6511・

6512・6513-1 (以上6筆について、次の図に示す部分に限る。)、6506

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 405号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下鶴8380-1、8386

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下鶴8380-1 (次の図に示す部分に限る。)、8386

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 406号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6344-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字米ノ迫6344-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 407号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元金収入金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西諸木材協同組合 高鍋製材事業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合 日向地区国有林材事業協同組合	平成21年 4月 1 日から 平成22年 3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 21年	特定非営利活動法人日	後藤 津多子	宮崎県日向市浜町	この法人は、障害のある人や

4月 17日	向さつき会		1丁目65番地	高齢者等、社会生活をしていく上で手助けを必要とする人々が、安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立った在宅介護事業などによる地域福祉サービス等を行い、もって障害者や高齢者の福祉及び保健の増進等に寄与することを目的とする。
-----------	-------	--	---------	---

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

平成21年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時
平成21年 8月 4 日(火曜日)午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市古城町丸尾 100番地
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 受験願書の受付期間
平成21年 6月15日(月曜日)から 6月26日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
ただし、郵送の場合は、6月26日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の配布場所
県保健所
- その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成21年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 狩猟免許試験の日時及び場所
試験は、平成21年度において2回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。
なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試 験 会 場

第 1 回	1 次 試 験	7 月 28 日 (火曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号	(2) 書類の提出先及び期間 書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第 1 回試験の受験希望者は、6 月 8 日 (月曜日) から 6 月 26 日 (金曜日) までの間に、第 2 回試験の希望者は、8 月 3 日 (月曜日) から 8 月 21 日 (金曜日) までの間に提出すること。
				宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代 1561 の 1	
	2 次 試 験	7 月 28 日 (火曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号	
				宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代 1561 の 1	
第 2 回	1 次 試 験	9 月 13 日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号	5 受験者への通知等 狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。 申請者は、受験票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真をはり付け、試験当日持参すること。 6 狩猟免許試験の合格者 合格者には、狩猟免許を交付する。 7 狩猟免許試験についての問い合わせ 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。
	2 次 試 験	9 月 13 日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 51 条第 1 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成 21 年 5 月 21 日
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 講習及び適性検査の日時、会場等
別表のとおり
- 講習及び適性検査対象者
平成 18 年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者
- 講習及び適性検査の内容
 - 講習
 - ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1 時間
 - イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1 時間
 - ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1 時間
 - 適性検査
 - ア 視力検査 (矯正視力可)
 - イ 聴力検査 (補聴器使用可)
 - ウ 運動能力 (補助具使用可)
- 講習及び適性検査の申込み手続
講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の 10 日前までに提出するものとする。
 - 狩猟免許更新申請手数料 2,800 円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて払い込むものとする。)
 - 50 円の返信用郵便切手 (郵送を希望する場合に限る。) 1 枚
 - 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書) 1 通
- 審査票の交付
狩猟免許更新申請書を受理したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条の規定に該当する者を除く。)

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験 (1 次試験)、技能試験 (2 次試験) とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込み手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要な事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200 円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 49 条各号に掲げる者にあつては、3,900 円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて払い込むものとする。)

イ 50 円の返信用郵便切手 1 枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書) 1 通

エ 住民票 1 通

申請者は、交付された審査票に写真（最近 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルのもの）1 枚をはり付けて当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真のはり付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。

8 その他

詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月8日(水) 午後1時30分	高千穂町自然休養村管理センター 高千穂町大字三田井1498	高千穂町
7月16日(木) 午後1時30分	日之影町福祉館 日之影町大字七折9079	日之影町
7月22日(水) 午後1時30分	五ヶ瀬町町民センター 五ヶ瀬町大字三ヶ所 106 93-2	五ヶ瀬町
7月1日(水) 午後1時00分	クリエィティブセンター 門川 門川町大字門川尾末1140	門川町
7月3日(金) 午後1時00分	延岡市北浦公民館 延岡市北浦町古江1947-1	延岡市(北浦地区)
7月6日(月) 午後1時00分	椎葉村開発センター 椎葉村大字下福良1761-1	椎葉村
7月7日(火) 午前9時30分	南郷多目的センター 美郷町南郷区神門 292-2	美郷町(南郷区)
7月9日(木) 午後1時00分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611-2	延岡市(延岡地区)
7月10日(金) 午後1時00分	東臼杵南部農業改良普及センター(研修室) 日向市東郷町山陰辛 256-2	日向市(東郷地区)
7月14日(火)	美郷町北郷区・林業セン	美郷町(北郷区)

午後1時00分	ター 美郷町北郷区宇納間 401	
7月15日(水) 午後1時00分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の1	美郷町(西郷区) 諸塚村
7月17日(金) 午後1時00分	ホテルの館(研修室) 延岡市北川町川内名7330	延岡市(北川地区)
7月23日(木) 午後1時00分	日向市文化交流センター 日向市中町1番31号	日向市(日向地区)
7月24日(金) 午後1時00分	北方町総合支所附属棟大ホール 延岡市北方町川水流卯 682	延岡市(北方地区)
7月30日(木) 午後1時00分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611-2	延岡市(祝子・南方・南浦地区)
7月7日(火) 午後1時00分	高鍋町中央公民館 高鍋町大字上江8113	高鍋町・新富町
7月9日(木) 午後1時00分	木城町営体育館 木城町大字椎木2146-1	木城町
7月10日(金) 午後1時00分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南 13680-1	川南町・都農町
7月16日(木) 午後1時00分	西都市東米良支所体育館 西都市大字尾八重9	西都市(東米良地区)
7月17日(金) 午後1時00分	西米良村基幹集落センター 西米良村大字村所19	西米良村・椎葉村(大河内地区)
7月23日(木) 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2-26	西都市(妻地区・穂北地区)
7月24日(金) 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2-26	西都市(三財地区・都於郡地区・三納地区)
7月9日(木) 午前9時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎北地区(北部支部))
7月9日(木) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎北地区(北部支部を除く))・清武町

7月10日(金) 午前9時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎南地区 (南部支部))	- 1		
7月10日(金) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎南地区 (南部支部・田野支部を除く))	7月3日(金) 午後1時30分	山田総合センター 都城市山田町山田3881	都城市(山田地区)
7月13日(月) 午後1時30分	宮崎市高岡地区農村環境 改善センター 宮崎市高岡町内山2887	宮崎市(高岡地区)	7月6日(月) 午後1時30分	三股町役場第1会議室 北諸県郡三股町五本松1 - 1	三股町
7月17日(金) 午後1時30分	清武町文化会館 宮崎郡清武町大字船引1 88- 3	宮崎市(田野地区)	7月8日(水) 午後1時30分	高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊105	都城市(高城地区 ・山之口地区)
7月22日(水) 午後1時30分	国富町農村環境改善セン ター 東諸県郡国富町大字本庄 4800	国富町・綾町	7月10日(金) 午後1時30分	庄内地区公民館 都城市庄内町12692	都城市(西岳地区 ・庄内地区・志和 池地区)
7月23日(木) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	中部農林振興局管 内一円	7月15日(水) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7- 8	都城市(梅北地区 ・安久地区・中央 地区)
7月2日(木) 午後1時00分	小林市中央公民館 小林市大字細野38- 1	小林市(小林地区)	7月16日(木) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7- 8	都城市(中央地区)
7月7日(火) 午後1時00分	えびの市文化センター大 研修室 えびの市大字大明司2146 - 2	えびの市(飯野地区)	7月3日(金) 午後1時00分	日南市国際交流センター 小村記念館 日南市飢肥4- 2- 20- 1	日南市(板敷地区 ・吉野方地区・酒 谷地区)
7月10日(金) 午後1時00分	えびの市文化センター大 研修室 えびの市大字大明司2146 - 2	えびの市(加久藤 地区・真幸地区)	7月6日(月) 午後1時00分	串間市役所3階大会議室 串間市大字西方5550	串間市(大東地区 ・北方地区・都井 地区)
7月13日(月) 午後1時00分	高原町ほほえみ館中研修 室 西諸県郡高原町大字西麓 360- 1	高原町	7月7日(火) 午後1時00分	串間市役所3階大会議室 串間市大字西方5550	串間市(福島東地 区・福島西地区・ 本城地区・市木地 区)
7月15日(水) 午後1時00分	野尻町役場大会議室 西諸県郡野尻町大字東麓 1183- 2	野尻町(野尻地区)	7月8日(水) 午後1時00分	日南市北郷環境改善セン ター 日南市北郷町大字郷之原 1565	日南市(郷之原地 区・北河内地区・ 小河内地区)
7月21日(火) 午後1時00分	野尻町紙屋地区公民館 西諸県郡野尻町大字紙屋 1766- 1	野尻町(紙屋地区)	7月14日(火) 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセ ンター 日南市南郷町大字中村乙 7051- 25	日南市(南郷地区 ・細田地区)
7月23日(木) 午後1時00分	小林市須木体育館 小林市須木大字中原1738	小林市(須木地区)	7月15日(水) 午後1時00分	宮崎県南地域新地場産業 創出センター 日南市園田2- 1- 1- 1	日南市(油津地区 ・鶴戸地区・東郷 地区・吾田地区)
7月1日(水) 午後1時30分	高崎総合体育館 都城市高崎町大牟田1326	都城市(高崎地区)	8月10日(月) 午後1時00分	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2- 10- 1	県内一円

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成21年 5 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名 称

中野内入会林野整備組合

2 事務所所在地

延岡市北浦町古江 207番地

3 代表者の住所及び氏名

延岡市北浦町古江 207番地

戸高 政雄

五十鈴川水系の本流及び支流

川内川水系の本流及び支流

耳川水系の本流及び支流。ただし、塚原ダム、宮の元ダム及び諸塚ダムより上流の区域は除く。

安楽川水系の本流及び支流

小丸川水系の本流及び支流。ただし、川原ダムより上流の区域は除く。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年 5 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

宮崎港曳船作業業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地

3 落札者を決定した日

平成20年 3 月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港 1 丁目16番地

5 落札金額

77,700,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成21年 2 月12日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 116号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、こいの移植について次のとおり指示する。

平成21年 5 月21日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 移植の制限

当分の間、別表の河川の区域から、こいを移植してはならない。

2 委員会指示の廃止

平成17年 9 月 5 日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 104 号は廃止する。

河川の区域

一ツ瀬川水系の本流及び支流。ただし、杉安ダム、長谷ダム及び寒川ダムから上流の区域は除く。

大淀川水系の本流及び支流。ただし、古賀根橋ダム、綾南ダム及び広沢ダムから上流の区域は除く。